

LEC社会保険労務士講座／テキスト・レジュメ訂正情報

2027年版 ベーシックテキスト

(2027年合格目標 基礎編 講義使用教材)

(2026/05/20 現在)

2027年合格目標 基礎編の講義使用教材である「2027年版 ベーシックテキスト」におきまして以下の訂正箇所がございます。大変おそれいりますが、教材の訂正をお願いいたします。

※2027年版ベーシックテキストでは、令和8年4月10日までの改正事項については本訂正表にて補正対応いたします。令和8年4月11日以降の改正事項につきましては補正の対象外となりますので、該当する改正内容は2027年合格目標 合格コース教材にてご確認ください。

※科目名の後の英数字は教材を区別するためのコードです。2027年版ベーシックテキストでは裏表紙のバーコード下に記載があります。

【2026/05/20 更新分】

労働者災害補償保険法（RU27022）

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
改正	P38 ② 葬祭料の額 ①	① <u>315,000円</u> + 給付基礎日額の30日分	① <u>330,000円</u> + 給付基礎日額の30日分

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（RU27024）

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
改正	P23 4 雇用保険率 「令和7年度の雇用保険率」の表	下記の[令和8年度の雇用保険率]の表に差し替え

[令和8年度の雇用保険率]

事業の種類	雇用保険率		内訳		
			失業等給付費等充当徴収保険率	育児休業給付費充当徴収保険率	二事業費充当徴収保険率
一般の事業	1,000分の13.5		1,000分の6	1,000分の4	1,000分の3.5
	事業主負担分	被保険者負担分			
	1,000分の8.5	1,000分の6			
農林水産業 清酒製造業等	1,000分の15.5		1,000分の8	1,000分の4	1,000分の3.5
	事業主負担分	被保険者負担分			
	1,000分の9.5	1,000分の6			
建設の事業	1,000分の17.5		1,000分の8	1,000分の4	1,000分の4.5
	事業主負担分	被保険者負担分			
	1,000分の10.5	1,000分の6			

国民年金法（RU27027）

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
訂正	P44 ① 遺族基礎年金 の支給要件 枠内の(a)～(c)	下記に差し替え（下線部が訂正部分）

- (a) 被保険者が、死亡したとき
- (b) 被保険者であった者であって、日本国内に住所を有し、かつ、60歳以上65歳未満である者が、死亡したとき
- (c) 保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間並びに65歳に達した日の属する月以後の厚生年金保険の被保険者期間を合算した期間が25年以上である者（老齢基礎年金額に反映される期間を1月でも有する者に限る）が、死亡したとき

厚生年金保険法（RU27028）

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
訂正	P55 ① 遺族厚生年金 の支給要件 「支給要件」の表	下記に差し替え（下線部が訂正部分）

	支給要件	保険料 納付要件
短期要件	① 被保険者が死亡したとき	必要
	② 被保険者であった者が、資格喪失後、被保険者期間中に初診日がある傷病により当該初診日から起算して5年を経過する日前に死亡したとき	
長期要件	③ 1級又は2級に該当する障害厚生年金の受給権者が死亡したとき	不要
	④ <u>保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間並びに65歳に達した日の属する月以後の被保険者期間を合算した期間が25年以上である者が死亡したとき</u>	

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
訂正	P65 ⑤ 離婚時分割と 3号分割との 比較 「離婚時分割と3号分 割の比較」の表	次ページの表に差し替え（下線部が訂正部分）

	離婚時分割（合意分割）	3号分割
施行日	平成19年4月1日	平成20年4月1日
対象者	第1号改定者（あげる側） 第2号改定者（もらう側）	特定被保険者（あげる側） 被扶養配偶者（もらう側）
分割対象期間	<p>対象期間 婚姻期間等（離婚等をした日が平成19年4月1日以後であれば、平成19年4月1日前の期間についても含まれる）</p> <p>※平成20年4月1日以後の婚姻期間のうち被扶養配偶者が国民年金の第3号被保険者であった期間以外の期間は、離婚時分割の対象となる。</p>	<p>特定期間 平成20年4月1日以後の婚姻期間かつ被扶養配偶者が国民年金の第3号被保険者であった期間等</p>
分割に係る合意	<p>必要 当事者の合意のための協議が調わないとき又は協議をすることができないときは、当事者の一方の申立てにより、家庭裁判所が請求すべき按分割合を定めることができる。</p>	不要
改定の割合	按分割合により計算	2分の1
請求期限	離婚等をしたときから5年	
第1号改定者等が、障害厚生年金の受給権者である場合	不問 標準報酬改定請求は可能	特定被保険者の障害厚生年金の額の計算の基礎となった特定期間に係る被保険者期間については、3号分割の対象とされない。
離婚時みなし被保険者期間と被扶養配偶者みなし被保険者期間の取扱い	<p>下記の被保険者期間からは、離婚時みなし被保険者期間及び被扶養配偶者みなし被保険者期間は、ともに除かれている。</p> <p>(a)60歳台前半の老齢厚生年金の支給要件：1年以上の被保険者期間 (b)60歳台前半の老齢厚生年金の定額部分の額の計算：被保険者期間の月数 (c)加給年金額：240月以上の被保険者期間 (d)長期加入者の特例：44年以上の被保険者期間 等</p>	

以上